

第十二回 参議院大蔵委員会会議録 第十八号

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)
午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事

大矢半次郎君
伊藤 俊英君
木内 四郎君
山本 光治君
小宮山 常吉君
小林 政大君
田村 文吉君
野溝 豊君
松永 義雄君
菊田 七平君
森 八三君

委員

愛知 握一君
岡崎 順一君
黒田 英雄君
米治君

大矢半次郎君
清澤 俊英君
木内 四郎君
山本 光治君
小宮山 常吉君
小林 政大君
田村 文吉君
野溝 豊君
松永 義雄君
菊田 七平君
森 八三君

政府委員

大蔵省主計局次長 東條 猛猪君
大蔵省主税局長 平田敬一郎君
大蔵省理財局長 石田 正君
農林政務次官 島村 軍次君
農林省蚕糸局長 青柳 雄一郎君
中小企業庁長官 小笠 公韶君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 常任委員 小田 正義君

説明員
通商産業省通商
雑貨局紙業課長 矢野宏太郎君

本日の会議に付した事件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に関する法律案に関する件

○関税法等の一部を改正する法律案

○内閣提出、衆議院送付) (内閣提出、衆議院送付)

○衆議院送付) (内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

(内閣送付)

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

(内閣送付)

○旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案

(内閣送付)

○所得税法の臨時特例に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) これより第十七回の大蔵委員会を開会いたしました。

員法の一部を改正する法律案につきました。当委員会といたしまして内閣委員会に申入れをするほうがいいではな

かろかということであります。小委員を設けていろいろ相談いたしましたが、この結果一つの成案を得ました。今それを講じます。

「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」に関する申入

「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」中当委員会の所管の大蔵省関係の審議に当つては、十一月十九日開催された内閣・大蔵連合委員会の審議結果を尊重し、租税の公平なる負担を期し、国費使用の適正を図るに必要な要員を確保するため特段の配慮を煩したい。

右、当委員会の全会一致の決議に基き申入れする。

以上の通りであります。右御報告申上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今大矢委員から昨日の小委員会の結果の報告がありました。この通り内閣委員会に申入れをすることにいたして差支えございませんか。ちょっと速記をとめて下さい。

○速記中止

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て来る措置じゃないか、その点をお伺いしたいのです。その点につきましては主税局長としてはどう考えておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今回の関税定率法の改正につきましては税關部長から御説明申上げた通りだと思つております。物品税との関係につきまして若干補足して申上げておきたいと思いますが、物品税におきましても、実際用の卷取紙は、これは新聞用卷取紙といいます。物品税は免除されますが、一方において紙が足らないために外國から紙を輸入して、すでにこの契約のできたものだけに対しても約七億円のアメリカに対する外貨の支払をしなければならん。恐らくはこれが続りますと、明年度は二十億からのもの

等の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○田村文吉君 昨日お伺いしたのあります。今度新聞紙の輸入税を

当分免除する、こういうことになるにつきまして、実情は昨日の御説明によりますというと、新聞紙プロパーのもとの、その他の代替紙、いわゆる印刷紙ですね、印刷紙が月に八百万ボンド程度代替されている。こういうことでありますましたが、そこで問題は、一方に紙を取つておいて、そうして一方に新規紙を無税にする、こういうようななどころが矛盾しておりやせんか。さようおいてそういうような印刷紙には物品税を取つておいて、こうして一方に新規紙を無税にする、こういうようななどころが矛盾しておりやせんか。さよう

ならば当然もう少し国内の印刷紙の製造を奨励するまでではなくても、製造をチエックしないように、物品税を廃止するということが当然必要になります。

○田村文吉君 今回の新聞紙の用途になつて、今後に於いて物品税の減税が、先づ検討はいたしておりますが、何しろ物品税の総体の收入のうちで紙の物

品税は相当な收入を占めております。ございまして、財政需要と脱合われてございまして、財政需要と脱合われ

ます。つまり新聞紙の輸入税を減税するにあたっては、新聞紙以外のものに

つきましては現行通り据置かざるを得ないのではないかと考えておられます。

○田村文吉君 今の新聞紙の用途によく検討いたしまして、妥当な結論を出すようにしたいと思います。

（二八〇）

が払われなければならぬことになるのではないか。そういうよう、それともドルを支払わなければならないようなことならば、国内における紙の製造と金を取つて、一方に一方で、それをもつと増加するということを考えなければならぬ。然るに一方で、それをもつと増加するといふものに対しても免稅になつてゐる。ところが大事な大衆性を持つてゐるものに物品税をかけておいて、そうして一方で外貨をたくさん支払わなければならぬようなものに対する対して免稅にする。こういうような点が何か私は非常に矛盾しているように考えられるのでありますので、私はもう少しその点について、ただ物品税の税額が多いから、紙の税額が多いから残しておくる。この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるので、主税局長はそれまでこれを繼續するというようなことが起る場合には、当然そういう物品税といふものを考へて欲しい、こういうふいでおやめになるのか。若し三月以後もこれをお考へるのでありますと、この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるのであるかと、かように考へて、妥当な結論を出すようにならざりあらずかと、かのように考へて、妥当な結論を出すようにならざります。

○政府委員(平田敬一郎君) 今お話のように、新聞用紙につきましては、私も持つてゐるのであります。昨日の本委員会におきまして関税法が上程された際その説明を聞いたのでございますが、今申されたり通り何もこの高いものを外国から強いて買う必要は私はないと思うのです。絶対必要であるからこれは買わなければならぬのですが、その場合はまだ現状におきましてはなか／＼そのような計画が、なお具体的に新聞用紙

の需給を満足せしめる段階まで至つてない。而ういたしまして価格の点から申しましても外国の高い紙をやむを得ず買わざるを得ないという事情でございますので、關税としましても暫定的に免稅にするというほうが多いので、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。おいては印刷紙といふものに對しては免稅になつてゐる。金を取つて、一方に一方で、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。ところが大事な大衆性を持つてゐるものに物品税をかけておいて、一方で外貨をたくさん支払わなければならぬようなものに対する対して免稅にする。こういうような点が何か私は非常に矛盾しているように考へられるのでありますので、私はもう少しその点について、ただ物品税の税額が多いから、紙の税額が多いから残しておくる。この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるので、主税局長はそれまでこれを繼續するというようなことが起る場合には、当然そういう物品税といふものを考へて欲しい、こういうふいでおやめになるのか。若し三月以後もこれをお考へるのでありますと、この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるのであるかと、かのように考へて、妥当な結論を出すようにならざります。

○田村文吉君 まだ他に御質問のかたもあるようありますから、主税局長がお急ぎであれば、私は紙業課関係のかたにお伺いしたいのであります。主税局長のほうの……。

○野瀬勝君 田村委員とは別の角度で、安藤君が御質問があれば……主税局長のほうの……。

○野瀬勝君 平田主税局長に二三お伺いいたしておきたいと思います。昨日の本委員会におきまして関税法が上程された際その説明を聞いたのでございますが、今申されたり通り何もこの高いものを外國から強いて買う必要は私はないと思うのです。絶対必要であるからこれは買わなければならぬのですが、その場合はまだ現状におきましてはなか／＼そのような計画が、なお具体的に新聞用紙

持する上から言つてもよいのであります。而ういたしまして価格の点から申しましても外国の高い紙をやむを得ず買わざるを得ないといふ事情でございますので、關税としましても暫定的に免稅にするというほうが多いので、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。金を取つて、一方に一方で、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。ところが大事な大衆性を持つてゐるものに物品税をかけておいて、一方で外貨をたくさん支払わなければならぬようなものに対する対して免稅にする。こういうような点が何か私は非常に矛盾しているように考へられるのでありますので、私はもう少しその点について、ただ物品税の税額が多いから、紙の税額が多いから残しておくる。この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるので、主税局長はそれまでこれを繼續するというようなことが起る場合には、当然そういう物品税といふものを考へて欲しい、こういうふいでおやめになるのか。若し三月以後もこれをお考へるのでありますと、この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるのであるかと、かのように考へて、妥当な結論を出すようにならざります。

○野瀬勝君 まだ他に御質問のかたもあるようありますから、主税局長がお急ぎであれば、私は紙業課関係のかたにお伺いしたいのであります。主税局長のほうの……。

○野瀬勝君 田村委員とは別の角度で、安藤君が御質問があれば……主税局長のほうの……。

○野瀬勝君 平田主税局長に二三お伺いいたしておきたいと思います。昨日の本委員会におきまして関税法が上程された際その説明を聞いたのでございますが、今申されたり通り何もこの高いものを外國から強いて買う必要は私はないと思うのです。絶対必要であるからこれは買わなければならぬのですが、その場合はまだ現状におきましてはなか／＼そのような計画が、なお具体的に新聞用紙

で、現在新聞用紙の需給が非常に逼迫しておりますので、外國からでも輸入しなければ間に合わない、輸入するといつた次第でございます。さよだな方向に得ず買わざるを得ないといふ事情でござりますので、關税としましても暫定的に免稅にするというほうが多いので、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。金を取つて、一方に一方で、それをもつと増加するといふものに對しては免稅になつてゐる。ところが大事な大衆性を持つてゐるものに物品税をかけておいて、一方で外貨をたくさん支払わなければならぬようなものに対する対して免稅にする。こういうような点が何か私は非常に矛盾しているように考へられるのでありますので、私はもう少しその点について、ただ物品税の税額が多いから、紙の税額が多いから残しておくる。この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるので、主税局長はそれまでこれを繼續するというようなことが起る場合には、当然そういう物品税といふものを考へて欲しい、こういうふいでおやめになるのか。若し三月以後もこれをお考へのでありますと、この新聞紙の無税といふことが果して三月一ぱりと考へるのであるかと、かのように考へて、妥当な結論を出すようにならざります。

○野瀬勝君 私のことは、こういう一つ見解から出発しておるのであります。ところが、これは私も先般も申上げたかと思ひます。しかし新聞用紙は政府では非常に公共性、社会性から強く考えられており、その税制対策を立てておる

の免稅の問題と、物品稅の問題は別に考へるべきであると考えます。その理由を申上げますと、關稅のほうは保護關稅の性質を有するものを、この際緊急に輸入しなければならないような事態の下において、而も外國の紙が高い、こういう際に、課稅する必要があるかということになりますと、これは私どもそういいう議論に対しましてはどうも無理して今關稅をかけるのは少しどうだろかと言わざるを得ない。まあやはりそこと言つては、これは免稅したほうが今の段階といたしましては妥當である、光ほど申上げましたようになりますと、これは私どもそういいうものにつきましては、これは免稅したことありますれば、これは私は嘗らく辛抱して或いは關稅は免除しないほうがいいかと思つてございますが、その点も確めましたところが、今全般的に免稅するということによりおける新聞紙の増産に影響があるということでありますれば、これは私は嘗らく辛抱することによつて、今後国内に免稅することによつて、今後國內に免稅するということによつて、今後国内における新聞紙の増産に影響があるということをありますれば、これは私ども常識的に考

ごります。その問題は今後において財政需要がどうあるか、先ほど田村委員のお話がございましたように、我が国の所得稅は非常な実は膨脹的仕方でござります。戰前と比べますと法人稅も所得稅ほどではございませんが、私はこれも相当殖えております。今後やはり日本の經濟が完全に直結つて自立が十分できました後におきましては、これが又、私、野瀬委員のお話のように税制の本質に立場りまして飽くまで貫きまして、直接稅中心主義というものは私見解としてはいいと思いますが、たゞ今の現状の下において果してそれをなりますと、これはやはりいろいろ考えてやつてもらつたほうがいいのじやないかという意味で、私は両方をむかえました。それによって増産が実際できるまで、或いはできる体制が整うまで暫定的に免稅するといふことは關稅率法の改正といつましても、日本は国内における新聞紙の増産に悪影響はない、こういう意見でありますし、まあ私ども常識的に考えましてさように考えられますので、増産が実際できるまで、或いはできるのでござります。それから物品稅につきましてはいろ／＼議論がございましたが、これは先ほど私の説明か何か御引用になつてゐるようでござりますが、まあ私相當注意して書いているつましてはいろ／＼事情が違つて、日本の税制を今後考へて行くべきではないかと、こういうふうに考えておる次第でございまして、先ほどからも申上げておりますが、やはりその時々の状態に応じまして、税

方で行つたほうがいいか、日本の国情とよく照し合わせて妥當なる考え方をとつたほうがいいだろう。まあこういふうに書いていたつもりでございまして、すぐフランスのような行き方が徹底すべきだということまでは私は解説していかつたと記憶しているのでござります。その問題は今後において財政需要がどうあるか、先ほど田村委員のお話がございましたように、我が国の所得稅は非常に実は膨脹的仕方でござります。戰前と比べますと法人稅も所得稅ほどではございませんが、私はこれも相当殖えております。今後やはり日本の經濟が完全に直結つて自立が十分できました後におきましては、これが又、私、野瀬委員のお話のように税制の本質に立場りまして飽くまで貫きまして、直接稅中心主義というものは私見解としてはいいと思いますが、たゞ今の現状の下において果してそれをなりますと、これはやはりいろ／＼考えてやつてもらつたほうがいいのじやないかという意味で、私は両方をむかえました。それによって増産が実際できるまで、或いはできるのでござります。それから物品稅につきましてはいろ／＼事情が違つて、日本の税制を今後考へて行くべきではないかと、こういうふうに考えておる次第でございまして、先ほどからも申上げておりますが、やはりその時々の状態に応じまして、税

ても、それ／＼御意見のあるところはよく承りますし、私どもは妥當な結論を下して行きたい。法律案につきまして、物品稅の法律案を併せて提出しております。これは税率なり、課稅に関する改正でございませんで、先般も御説明申し上げたかと思いますが、アメリカにおける關稅の課稅の關係におきまして問題があつたのでござりますが、解釈を明らかにしてもらひ意味にございまして、決して適当にこの法律案を先に出しまして、うまくどうこうするというのではありません。物品稅法案を別に出しておりますので、更にその際におきましても物品稅の問題につきましては十分御意見を承わり、あるいはお答えするという機会が別にありますので、その際よろしくお願いいたします。

○野瀬勝君：どうもちよつと誤解があるのじやないかと思う。これは保護關稅の性格のものであるから、別に物品稅のごとき關稅のほうには余り影響がないとお考へのようですが、それもこればかり直ちに紙の物品稅は当然廢止すべきだといふことにまでも行きが止みます。これはまあいろ／＼な角度から考へまして結論を下さぬきやならんと思ひますが、非常に一般的な抽象論で一つこういう点からも、この物品稅を用紙にかけることは無理であるが、今は間違つてゐると思う。やっぱり關稅收入というものは國家の財政収入の一環をなしておるのですから、その方面から見て、免稅すること自体が国家財政に影響するのです、多かれ少なかれ……。その点は平田局長はどうも私は誤解があるのじやないかと思います。誤解がなければ意識的にさよう

な答弁をされたのじやないかと思いますが……。そこでどうなんですか、大体学校用の点については免稅しておられるのじやないかと思います。課解がなければ意識的にさよう

な答弁をされただのじやないかと思いますが、併せて学校用ばかりではなく、日本を文化国家にするとか何とか言つておりますが、やはり一番先は知識の啓蒙

ために新聞紙の生産、或いは新聞紙に代替し得る紙の生産が減った、こういうことで今日の緊急措置をとらざるを得ないことになった。こういうふうに解釈してよろしうございますか。

○説明員(矢野宏太郎君) 大体田村委員のおつしやつた通りでございます。ただ一部新聞紙のメーカーのはうには、現在の新聞紙の頁数をもつと非常に殖やしたいというような希望がござりますので、その趣旨も一部には入つておるのでござりますが、早急にこういう輸入が実現するような運びになりましたのは、今申上げましたように、電力が不足するため新聞用紙並びに教科書用紙の需要が急に逼迫いたしました。このことが主要な原因でござります。

○田村文吉君 そこで問題が、来年の

三月末までこの法律を適用する、こ

ういうことになつておりますが、その

問題の主な原因是、電力がこの秋非常

に不足したということに起因するも

のであるとすれば、来年の四月からは

ノーマルに、元通りに直したい、こう

いうお話をいつしやるのか、それと

も後段にお述べになりまつたような客

新聞社の需要が非常に殖やつつある、

又貢数を殖やしたいということにマッ

チさせるためにするのだとすれば、更

に或る程度まで恒久的な問題になり、

新聞紙の生産というものが、来年の秋

までには又一台増えるとか、二台増え

るとかということになりますが、今の

法律はかなり恒久化するものになる。

こういうことを実は心配するのであり

ますか、紙業課長としてはどういうふうにこの点お考えになつておりますか。

○説明員(矢野宏太郎君) 只今の問題は、新聞政策その他の文化政策に非常に関連いたしまして、私の一個の立場とちよつと御答弁申上げられない点が非常に多いと思うのでござりますが、まさに新聞の今の頁数にしましても、私どもの知ります範囲におきましては、大体諸外国に比べましてまだ少いのでございまして、その点から私どもいたしましてもまあこれでいいというようなわけには行かないような気がするのであります。それと一方におきまして、内地の生産がどのくらい将来伸びて来るか。来年の下半期頃になりますと相当内地のほうも殖えるというよう見込も現在あるのでござりますが、その間一体出版用紙、或いは教科書用紙、新聞用紙を引つくるめました下級印刷紙と、それから国内の生産がどうなっているか。来年の下半期頃になりますと、これは大変な問題になるのじやないかと思ひます。私へお答えをしておきたいのであります。以上を以て

○田村文吉君 紙業課長としてのお立場で結構です。

○説明員(矢野宏太郎君) まあ私としてはそういうふうに考えております。増加をたの御放任にお考えになつて、そうしてお置きになるということになると、これは大変な問題になるのじやないかと思ひます。私へお答えをしておきたいのであります。以上を以て

○田村文吉君 それから新聞の需要の増加をたの御放任にお考えになつて、そうしてお置きになるということになると、これは大変な問題になるのじやないかと思ひます。私へお答えをしておきたいのであります。以上を以て

○野溝勝君 紙業課長に、これは御答弁願わなくてもいいのですが、あとで私は大蔵省のほうの收入の問題もござりますので……。

○田村文吉君 紙業課長としてのお立場で結構です。

○説明員(矢野宏太郎君) まあ私としてはそういうふうに考えております。増加をたの御放任にお考えになつて、そうしてお置きになるということになると、これは大変な問題になるのじやないかと思ひます。私へお答えをしておきたいのであります。以上を以て

○野溝勝君 通産大臣なり或いはあなたの上司の局長なりと相談をされて、物品税法の一

部改正の法律案の際に、私へのお答えをその際願いたいと思ひます。というのはどういう点かといえば、新聞用紙が年四千三百万ボンド内外の生産国内には三千二百万ボンド内外の生産しかない。それは今後施設改善を加えればどの程度まで必要量に追いつくことができるか、それはまあいろいろ資金の面もありますようし、或いは原料の関係もありましようし、いろいろな関係もありましようが、とにかくそろはうが、日本の国力としてはこの程度よりできんということになれば、或る程度の抑えるべき点も起るだろう。

現に私が先ほど申上げましたように、このくらいの数量を輸入されるとして、来年一年続けば二十億の外貨を払わなければならぬ。これは非常に大きな問題であります。こういうふうな問題があるとするならば、例えば電力の獲得にしましても海外に輸出すると同じわけであります。而もアメリカの輸入を減らすことになるのですから、非常に国家的には大きな問題になる。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言をされば何ヵ年間、ぐらに、全部と言わなでも、少くも今後五ヵ年の見通しぐらいで結構でありますから、大体わなげればならない。これは非常に大きな問題であります。こういうふうな問題があると認めます。御意見のおありのかたは賛成でもときには触れてやつております。○野溝勝君 これは希望ですが、紙業課長から、通産大臣に野溝委員から強く要望があつたということを、一つあなたからお伝え願いたいと思ひます。以上で私の質問を終ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

○野溝勝君 賛成をいたします。それに対する御意見をお聞かせ願いたいと思ひます。本法案は関税法等の一部を改正する法律案、事務的立法のよう見受けられますが、特に本法案中、新聞用紙の免税の設定の点に関しましては、国内の新聞用紙、その他紙に対する生産等との関係もありますので、特に物品税に

○政府委員(島村軍次君) 只今御説明を申上げました通りに、生糸の買入で、而も三十億の限られた予算の範囲で執行します場合におきましては、第十條に掲げておりまするいわゆる特別な措置というの中でも、繭の買上地ということは、現在のところでは考えておらないのであります。それは繭を買上げる場合におきましては相当なこれは資金を要しますので財政的見地からも困難であるうと存じます。又政府の狙いいたしておりますと買上げる場合におきましては相当なこれは御質疑があつたことと思ふのであります。繭の安定によつて繭価の安定を或る程度認められるという前提を持つておられます。これは、これは御質疑があつたことと思ふのであります。繭の安定によつて繭価の安定を或る程度認められるという前提を持つておられます。それら十條の規定によつて必要な措置とはどういうことかということになると思ふのであります。これは從前の我が國の蚕糸業のためにとられました一つの方向といたしましては、御承知の通り乾繭倉庫を大いに奨励いたしました。そして、そうして乾繭倉庫に保管し、それに金融措置を講じて繭価の安定を期する、こういう方法がとられて参つたのであります。而してそれは相当の効果を挙げたことも事実でありますので、今後におきましては、政府は繭家に委託加工をお願いして、そうして生産者、養蚕家の意思がやはり繭の価格に反映するような措置を講ずると段階的にとられる方法ではないかと

○菊田七平君 今政府が言われますよによつて、これが養蚕家の希望に応じて製糸委託によつてやるとおつしやるようですが、それのお考えがあのなら、やはりこの條文の中へそぞやかないかと思うのであります。それから繭の問題ですが、これは糸の何を買上げておいて、そうしてそれによって操作をするということになります。と、製糸家と養蚕家の立場が非常に違ひます。そこで問題になりますのは、それならば十條の規定によつて必要な措置とはどういうことかということになると思ふのであります。これは從前の我が國の蚕糸業のためにとられました一つの方向といたしましては、御承知の通り乾繭倉庫を大いに奨励いたしました。そして、そうして乾繭倉庫に保管し、それに金融措置を講じて繭価の安定を期する、こういう方法がとられて参つたのであります。而してそれは相当の効果を挙げたことも事実でありますので、今後におきましては、政府は繭家に委託加工をお願いして、そうして生産者、養蚕家の意思がやはり繭の価格に反映するような措置を講ずると段階的にとられる方法ではないかと

○政府委員(島村軍次君) 御意見のありますことは、立法の際にも相當論議された問題であります。併し現在の段階におきましては、先ず製糸の価格の安定、生糸の価格の安定について或る程度の目的は達成し得るのであります。而してそれは相当の効果を挙げたことも事実でありますので、今後におきましては、政府は繭家に委託加工をお願いして、そうして生産者、養蚕家の意思がやはり繭の価格に反映するような措置を講ずると段階的にとられる方法ではないかと

○野瀬勝君 一二点お伺いいたしました。本法案は、戦争前の陸海軍の共済組合の年金支給方法を規定されたものであります。これが本法案の趣旨だと思いますが、この点如何でござりますか。旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改正に關する法律案の性格でございます。

○政府委員(東條猛猪君) 性格は大体の特別措置である、かように御承知を願いたいと思います。本法案は農林委員会で審議中であり相手検討してみなければならん点もありまますので、一應本日はこの程度にし

て、質疑を明日になされることを望みます。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本年度における給與の改訂に伴う国公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査)、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査)、この二法案については野瀬委員からの要求によりまして御質疑を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。これを議題として御質疑をお願いいたします。

○野瀬勝君 一二点お伺いいたしました。本法案は、戦争前の陸海軍の共済組合の年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に關する法律案の性格でございます。この旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に關する法律案の性格でございます。この旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に關する法律案の性格でございます。

○政府委員(東條猛猪君) 御承知のように、共済組合の数は内地、外地、あるいは旧陸海軍といふものを通じますと、現業、非現業とございまして、相当多くに相成っております。そうしてこれまでの共済組合の内部で定められましたい／＼の受給の規定、あるいは給付の規定、そういうものには必ずしも全般的な統一がなかつたということは、これはこの事柄のよし悪しことにいたしまして、事実でございます。従いまして組合員になりましてから年金を受領するに至りますまでの経過年数につきましても、ひとり陸軍、海軍と申上げませず、いろ／＼な組合につきまして仔細に検討して見ますと、やはりいろいろの違いがございます。それで昭和二十三年に國家公務員の共済組合について一本のものにしたいという

ときに当面いたしました一つの問題は、それらいろ／＼條件の違つてゐるものを、どういたそな。裏から申上げますれば、年金をすでにもらつておられました被保險者にいろいろ／＼條件のでこぼこがござりますのを、どうやつて引き継ぎをいたそな。御指摘の点でございまして、非常にこれはむずかしい問題であつたのであります。しかし元の共済組合に引き継ぎをいたそな。おきまして条件の違つておりました者は、統合に際してはそのままそれを引継いで行こ。裏から申上げますれば、年金を受けるに至りまするところの資格要件にはいろ／＼違つた点もござりまするが、國家公務員共済組合法で統一した資格要件がきめられますまでは、統合／＼のものは、そのまま引き継いで参らう。裏から申上げますれば、年金を受けるに至りまするところの資格要件にはいろ／＼違つた点もござりまするが、国家公務員共済組合法で統一した資格要件がきめられますまでは、統合／＼のものは、そのまま引き継いで参らう。裏から申上げますれば、年金を受けるに至りまするところの資格要件にはいろ／＼違つた点もござりまするが、国家公務員共済組合法で統一した資格要件がきめられますまでは、統合／＼のものは、そのまま引き継いで参らう。

委員会においても相当問題になつたらしくの法の不公平と申しますが、私はかようなことが法の不公平と言いましょうか、これが法の不公平と言いましょうか。あなたも御承知のごとく衆議院の委員会においても相当問題になつたらしくの法の不公平と言いましょうか、これが法の不公平と言いましょうか。その点と、いま一つは、この点を何とか改革しよう。そのうなことに對して、お考えを持つておられますか、この点をお聞きしたいと思います。あなたも御承知のごとく衆議院の委員会においても相当問題になつたらしくの法の不公平と言いましょうか、これが法の不公平と言いましょうか。その点と、いま一つは、この点を何とか改革しよう。そのうなことに對して、お考えを持つておられますか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(東條猪俣君) 申上げるまでもございませんが、この共済組合の給付或いは一般的にこの給與の問題は非常に相互のバランスの問題が極めて大事な問題であるということは仰せの通りであると思つております。併しながら共済組合というように特に制度の性質が、いわば役所の上からの方針できまとたどりゆくのは、むしろ相互共對してはあなたの御指摘のありましたことを超越して慎重を期して行かなければならぬと思います。立法院でございまして、特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、例えば只今お話のございました次第であります。こういう關係者につきましては、そういう不都合がありますことは承知の上で、法律案を提出いたしまして御審議をお願い頂きながら、國民として非常に不安なんです。特に國民として非常に不安なんです。特に議院がこうした問題について、各党を超越して慎重を期して行かなければならぬ……そこで特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、陸軍、海軍の間の給與の規定の統一を図らう。特に議会におきましても、殊に参議院がこうした問題について、各党を超越して慎重を期して行かなければならぬと思います。立法院でございまして、特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、陸軍、海軍の間の給與の規定の統一を図らう。特に議会におきましても、殊に参議院がこうした問題について、各党を超越して慎重を期して行かなければならぬ……そこで特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、陸軍、海軍の間の給與の規定の統一を図らう。

○野瀬勝君 東條次長の御答弁に対しでは、だからそれによりますと二十年以上勤めておるもので、四十五歳を超過した者に対するのみ支給されることになります。ところが陸軍のほうは年齢の制限が旧共済組合の内規にあつたわけです。だからそれによりますと二十年以上勤めておるもので、四十五歳を過ぎた者に対するのみ支給されることになります。そこまでこの事柄が発展して参るといふうちに、実は私どもいたしました年金の額を増額いたすというふうに、従来折角各共済組合でその共済組合の組合員の構成でありますとか、それが給與の内容でありますとか、それ非常に各共済組合独自の性格でありますとか、それが參み出まして、共済組合の規定による共済組合につきましても、同じ考え方の下に被保険者につきましてはよくわかるのでござります。その方針で本法案の取扱をされておる次第でございます。

○野瀬勝君 東條次長の御答弁に対しではよくわかるのでござります。その方針で本法案の取扱をされておる次第でございます。

この法の精神から言いますと、さよならの旧令に基く共済組合のばらくな点を成るべく統一して、この法の恩恵を享受させるということに政府が努力すべきことが正しいと思つております。あなたも御承知のごとく衆議院の委員会においても相当問題になつたらしくの法の不公平と言いましょうか、これが法の不公平と言いましょうか。その点と、いま一つは、この点を何とか改革しよう。そのうなことに對して、お考えを持つておられますか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(東條猪俣君) 申上げるまでもございませんが、この共済組合の給付或いは一般的にこの給與の問題は非常に相互のバランスの問題が極めて大事な問題であるということは仰せの通りであると思つております。併しながら共済組合というように特に制度の性質が、いわば役所の上からの方針できまとたどりゆくのは、むしろ相互共對してはあなたの御指摘のありましたことを超越して慎重を期して行かなければならぬ……そこで特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、陸軍、海軍の間の給與の規定の統一を図らう。特に議会におきましても、殊に参議院がこうした問題について、各党を超越して慎重を期して行かなければならぬ……そこで特にこの扱い方に対するところの旧令によりますところの共済組合、陸軍、海軍の間の給與の規定の統一を図らう。

○野瀬勝君 そこで東條政府委員は全く考え方であります。私が昨年ですね、本委員会におきました八幡製鐵所の問題になりました最初のうち

は事務的に何とかかんとか言つておりましたが、(笑聲)結局は話合いが或る程度ついたんですね。ですから私は、それがついてですよ、これのみがつかぬという論理が納得できないわけなんです。だから私は、そういう点で予算をしろ国民に違法精神を二様に扱うような考え方を持たせるとはどうかと思うのですが、この点で一つ考えて頂きたい。更に法の精神から言いまして、事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して」と、誠に正しくここに規定されているのも、私はこれのみができないという論理はどうしても発見できないのですが、そこで一つあなたに今一応私は御答弁を願いたい、かのように思つております。

○政府委員(東條猛猪君) どうもお詫びを返すよりで恐縮でございますが、

統一的処理ということは、仰せの通り方針なりそういうことも含まれている

と思いますが、実は事務を統一的に処理するという趣旨は御承知の通り実際の実務を各方面で扱いますことはばらばらになり、連合会あたりで一本で処理させたらよからうという趣旨のつもりでございます。仰せのように昨年の八幡の問題につきましては、いろ／＼国会方面の御意向を承わりまして、あ

いう解決方法をお講じ願つたのでありますですが、野溝委員知つていらつしや

りますが、野溝委員知つていらつしや

いますように、当時組まれておりました予算の金額は変えずに、あの予算の

金額を一時金と考える。一遍ぎりの金額を考えるのが、毎年出る金と考えるのか、そこに国会方面と提案いたしました政府との間に重要な相違の点があるのです。だから私は、そういう点で予算内容の問題なんでござりますから、むしろ国民に違法精神を二様に扱うよう

な考え方を持たせるとはどうかと思うのですが、この点で一つ考えて頂きたい。更に法の精神から言いまして、

事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定によ

る年金の額との権衡を考慮して」と、誠に正しくここに規定されているので

ござりますが、この精神から言いましても、昨年におけるところの八幡の共

済組合の処置の取扱の上から見まして、私はこれのみができないという論理はどうしても発見できないのですが、そこで一つあなたに今一応私は御答弁を願いたい、かのように思つております。

○野溝勝君 そこで御質問を重ねるの

ですが、実はこの法案が出来られても出

されなくても、どうでもよいというな

ら私は何をかいわんやでござりますが、実は通したい。この精神は誠にい

いし、又今東條次長さんもおつしやる

ように、傷痍軍人の問題、或いは遣家族の問題、これは今日もう予算措置を

もつと大胆にもらるべきものであります

して、今頃政府がそんなことをこれから考えようということはおかしいのです。併しこれはこれとして、我々は當面、今議題となつておるこの法案は、

○政府委員(東條猛猪君) 誠にどうも

質疑を打切つて、討論を省略してやりたいけれども、どうも或々は參議院と

して十分法文を理解のできないような部

題として。ですから私は決してひねく

るわけでも何でもありません。東條次長のほうで本法案については十分検討

して、この共済組合が共通の給付を受けるように一つ努力するということ

で、今の陸軍の待遇の氣の毒な條件に

ある諸君も同一レベルに上げるように

努力する、この特別措置法の規定による年金の点において考えて見ようとい

うことの御答弁がありますならば、私はこの法案につきましてはもうこれで

質疑を打ち切ります。御答弁を願いたい

と思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) そこまで固

いことを仰せになりませんでも、政府

といたしましては非常に旧陸軍、旧海

軍その他先ほど申上げましたようにほ

かの組合につきましても、いろ／＼資

格要件につきましてはこの前気付いた

点で違つておる点がござりますので、

これからの点については十分今後検討いたしますということで、是非本件はお

願いいたしたいと思います。

○野溝勝君 最後に、東條次官の誠意

ある御答弁に対しまして、今日泣いて

おる陸軍の共済組合関係者のために感謝をしておくものであります。ただ努

めする努力すると言つて見たところ

で、抽象的のことではそれはわからんの

ですが、それでは来たるべき通常国会

に何か政府の努力が現われるものと解

りますが、それでは來たるべき通常国会

に入つております。お指図によりまして

成るべく簡単にこの法律案の企圖いた

しておりますところを逐條的に説明いたしたいと存じます。

この法律案の第一條は、旧外貨債処

理法、旧外國為替管理法及び旧敵產管

理法によりまして、今から考えます

私もこういう不均衡があるということ

は如何なものであろうか、又給與の内

容というものはでき得るならば相互間にはバランスをとるべきものであると

いうふうに考えておりますので、その

辺のところで御勘弁頂きまして、いつ

までというふうにタイム・リミットを

きまして外貨債とはどういうものを言

うのかということでございまして、こ

れは旧外貨債処理法の第一條に規定し

ましたところの外貨債と、それから名

古屋市の五分利付英貨八十万ポンド公

債を意味するのであるということを示

しておりますが、この外貨債の定義によ

りますとところの銘柄というものは

は、米貨債といたしまして十四、それ

から英貨債といたしまして十二とい

ことになりますと、結局全部で以て二

十六銘柄あるわけであります。それか

らその次に邦貨債の定義があります

が、これは旧外貨債処理法におきまし

て旧公債の邦貨債に対する借換を行な

つたのであります。その邦貨債をこ

の法律において意味するのであるとい

うことを示しているのでありますて、

要するに他の條文に移ります前の便宜

のための定義を示しているわけであります。

第三條以下が実体的な規定に相成る

のであります。で、大体今回の戦争が

始まりまして一番困つた問題は何かと

申しますと、外国人であるところの所

有者に対して支払ができないくなる。こ

れはともかくといたしまして、日本人

外貨債を所有している者に対して支

払ができない、こういう問題が起つた

わけであります。それからもう一つは

外貨債を発行しておりますところの

発行者といつしましては、私わなけれ

ばそのときはいいのでありますよう

けれども、問題があとに残るというだけ

でありますて、その関係が非常に明確

を欠くことになつて工合が悪い、こう

いう点があつたわけあります。そこで初めのうちは外債為替管理法を適用いたしまして、そうして発行者でありますところの地方団体にしましても、会社にいたしましても、そういうものは、日本人の所有者に対する円で支払つてよろしい、そういうふうなことをいたしたわけあります。併しこれは一部に對してだけ支払が行われるのでありますて、甚だどうもはつきりしないということが言えるわけになります。そこで旧外貨債処理法といふものができまして、これは日本人の持つておりまするような外貨債は大体邦貨債に借換えてしまうということをいたしましたて、それから又外国人、特に敵国人とその当時なつておりましたものにつきましては、これはその発行の対価を地方団体なり或いは発行会社から國に納付させまして、そうしてその事務を國が承継するということを行なつたわけあります。この場合におきまして一番問題がありましのは、そういう日本人の持つておりましたところの外貨債であつて、その証券たどりになりますと、所有者といつしまして非常に困るというような実情でありますので、これらの証券につきましては所有証明書といふものにおきまして穴をあけてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとかいうようなものにつきましては、これは殆んど問題がなかつたわけではありませんが、その際におきまして、穴をあ

けたり抹消してしまつて、将来問題が起らないというものばかりでなく、そういう手續をとられておらなかつたものは、日本人の所有者に対する円で支払つてよろしい、そういうふうなことをいたしたわけあります。併しこれは一部に對してだけ支払が行われるのでありますて、甚だどうもはつきりしないということが言えるわけになります。そこで旧外貨債処理法といふものができまして、これは日本人の持つておりまするような外貨債は大体邦貨債に借換えてしまうということをいたしましたて、それから又外国人、特に敵国人とその当時なつておりましたものにつきましては、これはその発行の対価を地方団体なり或いは発行会社から國に納付させまして、そうしてその事務を國が承継するということを行なつたわけあります。この場合におきまして一番問題がありましのは、そういう日本人の持つておりましたところの外貨債であつて、その証券たどりになりますと、所有者といつしまして非常に困るというような実情でありますので、これらの証券につきましては所有証明書といふものにおきまして穴をあけてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとかいうようなものにつきましては、これは殆んど問題がなかつたわけではありませんが、その際におきまして、穴をあ

けたり抹消してしまつて、将来問題が起らないというものばかりでなく、そういう手續をとられておらなかつたものは、日本人の所有者に対する円で支払つてよろしい、そういうふうなことをいたしましたて、それから又外国人、特に敵国人とその当時なつておりましたものにつきましては、これはその発行の対価を地方団体なり或いは発行会社から國に納付させまして、そうしてその事務を國が承継するということを行なつたわけあります。この場合におきまして一番問題がありましのは、そういう日本人の持つておりましたところの外貨債であつて、その証券たどりになりますと、所有者といつしまして非常に困るというような実情でありますので、これらの証券につきましては所有証明書といふものにおきまして穴をあけてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとかいうようなものにつきましては、これは殆んど問題がなかつたわけではありませんが、その際におきまして、穴をあ

けたり抹消してしまつて、将来問題が起らないというものばかりでなく、そういう手續をとられておらなかつたものは、日本人の所有者に対する円で支払つてよろしい、そういうふうなことをいたしましたて、それから又外国人、特に敵国人とその当時なつておりましたものにつきましては、これはその発行の対価を地方団体なり或いは発行会社から國に納付させまして、そうしてその事務を國が承継するということを行なつたわけあります。この場合におきまして一番問題がありましのは、そういう日本人の持つておりましたところの外貨債であつて、その証券たどりになりますと、所有者といつしまして非常に困るというような実情でありますので、これらの証券につきましては所有証明書といふものにおきまして穴をあけてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとかいうようなものにつきましては、これは殆んど問題がなかつたわけではありませんが、その際におきまして、穴をあ

けたり抹消してしまつて、将来問題が起らないというものばかりでなく、そういう手續をとられておらなかつたものは、日本人の所有者に対する円で支払つてよろしい、そういうふうなことをいたしましたて、それから又外国人、特に敵国人とその当時なつておりましたものにつきましては、これはその発行の対価を地方団体なり或いは発行会社から國に納付させまして、そうしてその事務を國が承継するということを行なつたわけあります。この場合におきまして一番問題がありましのは、そういう日本人の持つておりましたところの外貨債であつて、その証券たどりになりますと、所有者といつしまして非常に困るというような実情でありますので、これらの証券につきましては所有証明書といふものにおきまして穴をあけてしまつたとか、或いは抹消さしてしまつたとかいうようなものにつきましては、これは殆んど問題がなかつたわけではありませんが、その際におきまして、穴をあ

つきましては先ほど申しましたように、券面額の点で申しますと、八百七十七万ドルと七十五万一千ポンドでござりますので、これを又ドルに換算いたしまして合計いたしますと、千百四十一万ドルということに相成ります。それから第四條の第一項と第二項で全部がこれは有効になりますれば、その利札の分は米貨の分が五百五十一万五千ドル、英貨の分が四十一万三千ポンド、従いましてこれをドルに換算いたしますと六百九十三万九千ドルと、こういうことに相成ります。この元本の額と利札の額と両方を合せますすると、結局千八百三十四万九千ドルという数字が出て参ります。それから四條の三項におきまして利札だけが有効となりますと、これのものが米貨債につきまして五百九十八万五千ドル、それから英貨債について三百六十二万五千ポンド、これをドルに換算いたしますと合計いたしますと、千八百五十二万七千ドル、こういふことに相成ります。従いまして二條においても同じして全然この制限をするといふことができなかつたといふに考へて、最大限の利子だといふに考へました場合に、旧外貨債処理法に關係いたします元本と利札が一緒に引かれる分が大体千八百万ドル、それから敵産管理関係が千八百万ドル、両方合せまして三千六百万ドルをちょっと超えるものが出て参りまして、これが要するに本法律案によりまして有効とされますところの対象となる額と、かのように考える次第でございます。それから次に第五條でございます。

つきましては先ほど申しますと、が、旧外貨債処理法におきましては、額それから邦貨債の換算金額との合

つた分は地方債、社債といふものは政府がその債務を承継いたしたのでござります。そこで本件は生き返えるといふことに相成りますと、旧外貨債処理法の考え方から申しますと、政府が承継したものと同じような状態にあります。その証券というふうなことを相成りますと、外貨債のうちで敵産管理人によつて借りたものにつきまして同じよう

さされましたところの外貨地方債及び外貨社債の元利支払義務を政府が承継するということを明らかにいたしたものとござります。この五條の一項と二項とは四條を受けましてやつたわけではありませんが、第三項はこれは特殊の例でございまして、大阪市築港公債でありまして、元金の償還のために引をやりまして當つたものがありまして、その元金を払つておらんという分があるわけであります。併し外貨としては払つてございませんが、その償還金とか、或いはその利子の支払金というものを旧敵産管理法に基いて政府は大阪市をして払込を行わせまして発行者の債務を免れしめる、こういう措置をとつたものがあるわけであります。

併しそれについて政府承継というものをいたしておらなかつたのであります。これも政府承継を行うのが当然であろうかというので、三項を特に入れたわけであります。

それから第六條以下の問題でございますが、これは邦貨債を交付するといふことを先ほど申上げたのであります。邦貨債をそのまま生かしておきますと同時に、邦貨債が起るわけであります。

第六條は、これはこの前の旧外貨債処理法をやりました際におきまして無効となりました証券の上にあつたところの質権は、国内において発行されたところの邦貨債及びそれに對しまして支払いました金額の上に存せしめることとにいたしておつたのであります。それが向うのものが生かしますから、向うのものが生きるに伴つてこちらも向うのものに生きるのである、こういうことが書いてあるのであります。今日は向うのものが生きるに伴つてこちらも向うのものに生きるのであります。これが向うのものが生きるに伴つてこちらも向うのものに生きるのであります。

第七條は、これはこの前の旧外貨債処理法をやりました際におきまして無効となりました証券の上にあつたところの質権は、国内において発行されれたものでござります。

○政府委員(石田正君) これは各証券ごとに番号等を明らかにいたしまして、これも政府承継を行つたのが当然であるかというので、三項を特に入れたわけであります。

○委員長(平沼彌太郎君) これについて質疑をお願いいたします。

○小林政夫君 第三條の大藏大臣が指定するという、こういうのは、二項と併せて読むと、一証券ごとに指定するわけですね。

○政府委員(石田正君) これは各証券ごとに番号等を明らかにいたしまして、これも政府承継を行つたのが当然であるかといふにやつておるかといふことは、実は我々のところではわからないのです。それが向うのものが生きるに伴つてこちらも向うのものに生きるのであります。わかつておりますのは日本人の持つておつたもの、日本人と申しますと、これは法律的に申しますと、例えばドイツ人の持つておるものを、どういうふうにやつておるか、イタリ一人の持つておつたものはどういうふうにやつておるかといふことは、実は我々のところではわからないのです。それからなおアメリカにつきまして詳しく述べよといふことでござります。それからなあアメリカにつきまして詳しく述べよといふことでも、日本と申しますと、日本人の持つておつたものには日本人と申しますと、これは法律的に申しますと、例えばドイツ人の持つておるものを、どういうふうにやつておるか、イタリ一人の持つておつたものはどういうふうにやつておるかといふことは、実は我々のところではわからないのです。

○小林政夫君 このやはり第三條です。第一項の第三号ですね、「当該外國の法令に基き清算に付され、又は敵

外貨債の処置ですね、これはどういうことになつておるか、もう少し具体的に説明してもらいたい。例えばちよつと説明してもらうために、参考のためには第三項には入ります。入りますのは日本人、それからして或いはドイツ人、イタリ一人、こういうものかと思ひます。併しこの三項におきましては、いわゆる連合国人の持つておつたものは入らんといふように考えておりません。それからなおアメリカにつきまでは日本人と申しますが、アメリカにいたしまして詳しく述べよといふことでも、日本と申しますと、日本人の持つておつたものには日本人と申しますと、これは法律的に申しますと、例えばドイツ人の持つておるものを、どういうふうにやつておるか、イタリ一人の持つておつたものはどういうふうにやつておるかといふことは、実は我々のところではわからないのです。それからなおアメリカにつきまして詳しく述べよといふことでも、日本と申しますと、日本人の持つておつたものには日本人と申しますと、これは法律的に申しますと、例えばドイツ人の持つておるものを、どういうふうにやつておるか、イタリ一人の持つておつたものはどういうふうにやつておるかといふことは、実は我々のところではわからないのです。

○横浜正金銀行 横浜正金銀行の店頭では取扱わない、こういうふうにいたしまして、現に処理未定の下におきましては取引の利益を保護しておる。こういうふうな事情でござります。

○小林政夫君 このやはり第三條です。第一項の第三号ですね、「当該外國の法令に基き清算に付され、又は敵

りません。まあ日本の外債を多量に持つておつたと思われるものは連合国人で、いたしましてはこの三国であろうかと思ひます。

思うのであります。これにつきましてはフランス政府及びイギリス政府から何らの申入れがございませんので、どういうふうな状況に相成つておるかということは遺憾ながら今日ではわからぬ状況にござります。

○小林政夫君 そうすると、平和條約の第十四条で、日本国民の持つておつた財産は一応全部とり上げられる、賠償としてとり上げられるということになつておる。そうして除外するものと表示されておるものは免除される、従つてその反対解釈は外貨で表示されておるものはとられる、こういうことになる……。

○政府委員(石田正君) 小林委員の御指摘の通りの解釈であるうと思います。

○小林政夫君 そうすると、今日本人が持つておつたものはとられるわけで、それをこの規定で行くと、有効なものにするということはどうなんですか。

○政府委員(石田正君) 現に先ほども申上げましたような工合に、アメリカ政府はこの外債を管理いたしておるわけでもござります。條約の條文におきましても意味におきまして、これを有効にす

るということは向うがとり上げたものとして価値あるものということの実体が出て来る、かようなことだと思いま

す。

○小林政夫君 第六條の「借換により邦貨債を取得した者」この者の中に内外人ともあるわけでしようね。

○政府委員(石田正君) 先ほど申しますように借換につきましては、日本人の関係を処理するというのが目的でございますので、大体日本人、こういふふうに考えております。ただこれは何と申しますか、第七條との関係もござりますので、第七條のほうの関係に参りますると、外国人が所有者であつたというのもございますが、第六條の関係におきましては大体日本人、かように考えております。

○小林政夫君 第十條ですが、この企業再建整備法によつて「仮勘定」として貸借対照表の資産の部に計上し、「この実際例によつて説明してもらいたいのに、仮定の数字でいいわけです。その通りに、企業再建整備法におきましては本勘定と仮勘定に分れておるわけでありまして、仮勘定は日本において處理されたところのものは本勘定には逆に出で来る

るわけでございます。そこでこれを仮勘定の部におきまして資産の部に計上するということは本勘定のほうにおきましてはそれだけ支払をする、こういふことに相成るわけでございます。それでこの仮勘定が一の外貨債というのはこれは仮勘定が一

番初めできましたときにはなかつたものでございます。なかつたけれども、併し若しそれが会社が持つておつたらどう外債をするかということになり

ます。その場合に一般に在外財産は御承知の通りに、外邦貨債を渡したから、外國にあるところの日の外貨債証券、日本の債務たる外貨債証券であつて、日本の中で所有者に宣言をしておるわけでございます。ところが外貨債を渡したから、外國に残して来たところのものはもう無効であるぞと、こういう宣言をしておるわけでございます。ところが外貨債をいたしましても外貨債は向うにござります。その外貨債全般の問題

でございます。これは企業再建整備法のやり方をやりましたほうが再建整備法の技術的なあれとは一致するかも知れませんのですが、これは仮にそういうふうに考えておりません。ただこれは何と申しますか、第七條との関係もござりますので、第七條のほうの関係に評価をいたしましても、自分のものにならないといふことの公算のほうが多いわけでございますので、そういうものにつきましては零として評価しておいたほうが適当であろう。将来何かの関係でこれが例え元所有者に帰つて来るというようなことがあればその後に評価し直せばいいではないか、この際としては零として置いて結構なはずはない。政府に邦貨債を持つておればそれを納めなければならない。政府に、それから邦貨債を売つたり何とかしておれば

局飯に邦貨債を持つておればそれを納めなければならぬ。政府に、それから邦貨債を売つたり何とかしておれば

この通りに、企業再建整備法におきましては本勘定と仮勘定に分れておるわけでありまして、仮勘定は日本において處理されたところのものは本勘定には逆に出で来る

ござります。

○野満勝君 私はよく内容がわからんのですが、なか／＼手の込んだ法案でありますので、ちよつとお聞きする

○政府委員(石田正君) これはあれですか、北大西洋憲章、それから最近の講和条約の平和と和解、こういうものとの関連はどういうふうになるのですか。検討されることはあるのですか。

○政府委員(石田正君) 先ほど小林委員からお話をありました、要するに向うにありますところの日本人財産は没収するということがあります。現にアメリカは、これはあれですか、先般本委員会で質疑討論しました連合国財産のことはないかと思ひますが、連合国財産というのは裏付けみたいなものですか。

ましてはそれだけ支払をする、こういふことに相成るわけでございます。それでこの仮勘定が一の外貨債というのはこれは仮勘定が一

のであります。日本政府は前にしておつたのであります。結局価値のあるものになるという点においては、それが会社が持つておつたらどう外債をするかということになります。

○野満勝君 私はここで條約問題を一引合つて、こんなことで質疑をしようと私は思ひませんが、どうも私は化されたものは外貨債処理の対象となるじやと、こういうふうなことを言うかどうかという問題があるわけでございます。若しこの法律案によりまして有効化されたものがあれば、その有効化されたものは外貨債処理の対象として一括処理をされるべきものに相成ります。若しこの法律案によりまして有効化されたものがあれば、その有効化されたものは外貨債処理の対象として一括処理をされるべきものに相成ります。

○野満勝君 私はここで條約問題を一引合つて、こんなことで質疑をしようと私は思ひませんが、どうも私は化されたものは外貨債処理の対象として一括処理をされるべきものに相成ります。

○政府委員(石田正君) 先ほど申上げたが、相当疑義の余地があると思うんだが、そこでそれはとにかくして、日本の邦貨で換算するとどのくらいで賠償金の肩代りみたいにも思えるです。そこで石田さん、先ほど小林さんが平和條約の十四條を持ち出しましたが、相手方の交渉があると思いますが、相手方の交渉があるわけであります。従いましてこの法律で、先ほど申しましたような工合に、本法律案において、いわゆる大蔵大臣が指定するかしないかと、相手方の交渉があるわけであります。これが価値のあるものと考えて抑えておる

ども

○政府委員(石田正君) 先ほど申上げましたような工合に、本法律案において、いわゆる大蔵大臣が指定するかしないかと、相手方の交渉があるわけであります。これが価値のあるものと考えて抑えておる

策、或いは電力の問題、その他資材対策というような点も勿論重要であります、重要であります。この中小企業の税金に対して懇意の声を発しておる多くの者は、中小企業者が一番声が大きいと思うのであります。そこでもう少し十分に研究され、力強く主税局とも折衝をされることを要望いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 私からちよつと併せて申上げておきますが、中小企業の課税につきましては、実は私どものほうも、中小企業厅といろ／＼の方面において遠慮なくあれいたしまして、御意見を承わつておるのであります。が、一番の問題は先ほど長官からもお話をになりましたように、所得の内容と申しますか、経理の内容がはつきりしない、これをはつきりさせること、が、税の上におきましても、金融等の問題の上におきましても、一番重要な問題であるという意味におきまして、例の青色申告の普及徹底ということになります。つまりましては、中小企業厅と実は一体になりまして、指導奨励を図つておるような次第でございます。中小企業厅におきましても、その問題は常に考えておられますことを附加えておきたいと思います。

なおそれからこの事業税の問題に一番問題があるのでございますが、そのほかに問題がいろいろあるわけでござりますが、一つは長官からお話のあります、一つは長官からお話のあります。が、その結果、殊に小企業者にとりまして負担が相当重くなつておる、それを何か基礎控除を設けるかどうか。

こういう問題があるのでございますが、そのうち後者の問題につきましては、これはまだ言明はできませんが、この次の国会に五万円程度の控除を設けたらどうかということを目下地財委と研究いたしております。それから事業所得に対しまして労働控除の問題につきましては、先般も農業所得についてまず第一に認めるべきだという御議論がございましたが、これに對しましては先般お答えしました通りで、大分基礎控除においても上げますので、今はそこまで至らなかつたということを申上げた次第であります。

なお法人と個人の負担の関係につきましては、今小林委員からお話をされましたよう、法人がどういうような経理のやり方をするかによりまして、実は若干違つて参るのであります。つまりましては、法人がどういうような給與としまして利益の一部を重役等に払うということになりますと、労所得に対する勤労控除もありますし、比較的有利になります。事業税もその部分にはかからない、こういう関係になりますして、大部分有利な部面が出て参るのでございます。従いまして計算例はいろ／＼なか／＼むつかしく、簡単に理想的なものはできない

のでございますが、私ども今まで試算した例によりますと、現行法によると、どうもやはり個人の場合に比較しまして法人のほうがやり方次第で軽くし得る、これは勿論給料をどの程度出すか、それから配当としてどの程度配当し、どの程度留保するか、それによつて違うのですが、やり方次第によつて個人よりも法人の場合が軽くなり得る。余地が今まで比較的多かつたということは、これはもうはつきり言えるか

思うのでございます。が、その後改善が加えられました上で、更に法人税の負担等と考へさせて適正化を図るというのであります。が、これはむつかしいのじやないかと、私は何をも思っています。それが、今税収の問題も多少考えておられるようあります。が、中小企業厅のほうでいわゆる中個人と法人と理想的にバランスがとれたものになるかどうかということになつて来ますと、これは技術的ななかなかむつかしくなりまして、困難な節が多いと思いますが、現在よりもその辺はよくなつて参りましたし、同じ中小企業が、個人で経営する場合と、法人で経営する場合との負担のバランスは、よほど図り得るようになります。このように私どもとしましては見ておる次第でござります。

○小林政夫君 今中小企業厅の長官にお話したのを側で聞いておられたわけありますから、わかつておると思いますが、植えるほうへ均衡をとらずに、軽く……、もし一步譲つて今あなたがおつしやるよう、法人のほうはやり方によつては税負担が軽くなるのだということであるならば、その軽くなるほうへ個人業主の税負担が均衡になりますから、これは考えてもうまいことないところでありますけれども、各府県において中小企業、殊に昨

の税の問題について十分に一つ検討して頂きたい、これはもう別に例を挙げて頂くまでもないところでありますけれども、各府県において中小企業、殊に昨の税の問題について十分に一つ検討して、法人の税率を軽くしますと、所得バランスを図つたらどうだというお話をございましたので、所得税の減収を図つたらどうだという、つまり法人を重くしないで、個人を軽くして減収を図つたらどうだといふことでございましたので、所得税の減収の問題として触れたのでございました。が、法人を重くしますと、所得バランスを図つたらどうだというお話をございましたので、所得税の減収が出来ると想いますが、その辺御承を願いたいと存する次第でございました。

○小林政夫君 私は今日は主税局長と諭論しようと思つておつたのではありませんので、中小企業厅においてもつと税の問題に真剣に取組んでもらいたいという趣旨で、今日は特に中小企業の問題、それから所得税に対するどの程度の控除が必要はないかと思いまして、法人のほうがやり方次第で軽くし得る。そこで今のよう

うなものについてもむしろ中小企業厅の側としては、法人税を二割上げるということであるならば、もう簡単に抑して申上げるので、言い換えると、中小企業厅は特に中小企業の振興のた

めには、税の問題をよくしてやつて下さい」ということが、職務の大重要な部分だということを特に私は申上げたいと思います。

それからもう一つ、丁度主税局長がおられますから伺いますが、特に中小企業に対して例を挙げて、シャウブ・ミッショング数字を挙げて勧告しております。御承知になつておりますが、個人の場合と法人の場合における例を挙げて、シャウブ・ミッショング数字を挙げて勧告しておられますね。御承知になつておりますが、個人の場合と法人の場合における例を挙げて勧告が出ておりますね。その場合においていろいろ検討した結果が、法人税は三五% 保留金に對して百分の一をとるというようなことが書いてありますね。私はシャウブ・ミッショングのその見解について、現在の大蔵省としてはどういう点について均衡が失われているとお考えになつておられるのか、或いはそういうことを伺いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) これは率直に申上げまして、私ども実行いたしました結果、どうも少し法人のほうが個人に比べまして軽くなり過ぎたのでないかというふうに感じておるのであります。と申しますのは御承知の通り、二十四年度までありました超過所得税をやめたのでござります。その当の負担をして來たのであります。これがなくなつたのが一つと、それから配当所得に対しまして、御承知の通り二割五分の控除を設けまして、今まで違つた課税方法をとることにしたのが一つ、そういう点が重なりまして、個人の所得税がそれに反しまして

思つよう輕減がされていないといふところからいたしまして、どうも二十一年度の改正では法人のほうに少し征収を挙げて勧告が出ておりますね。御承知になつておりますが、個人の場合における例を挙げて勧告しておられますね。御承知になつておりますが、個人の場合と法人の場合における例を挙げて勧告が出ておりますね。その場合においていろいろ検討した結果が、法人税は三五% 保留金に對して百分の一をとるというようなことが書いてありますね。私はシャウブ・ミッショングのその見解について、現在の大蔵省としてはどういう点について均衡が失われているとお考えになつておられるのか、或いはそういうことを伺いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) これは率直に申上げまして、私ども実行いたしました結果、どうも少し法人のほうが個人に比べまして軽くなり過ぎたのでないかというふうに感じておるのであります。と申しますのは御承知の通り、二十四年度までありました超過所得税をやめたのでござります。その当の負担をして來たのであります。これがなくなつたのが一つと、それから配当所得に対しまして、御承知の通り二割五分の控除を設けまして、今まで違つた課税方法をとることにしたのが一つ、そういう点が重なりまして、個人の所得税がそれに反しまして、個人の所得税がそれに反しまして

ですか、そのくらいまではかけてもいる苦痛といふものは同じじゃないわけですね。日本はうんと又それよりも減りますが、そうすると、今の主税の結果によりまして、若干この法人のほうを増徴して個人は減税して、それをおなじやないか、こういうような考え方を持っておるのでございます。ただそれを持つておるのでござります。ただその法人のほうはそれじや一律にそうかと申しますと、先ほど申しましたようにやり方によつて実は少し違つて来るんで、給料としてどの程度出すか、配当をするかしないか、いずれにいたしましても、全く同じ負担にさせるということは税の技術上なかなかむずかしいのでございまして、なか／＼できないのであります。中小法人の課税の問題をやつては、うまくやりますと相当個人事業を続けております場合に比べまして、二十五年度の改正の結果今までよりも少し低くすることがができるという傾向になつておることは感じておる次第でござります。従いまして小法人について

○政府委員(平田敬一郎君) 今アメリカの負担との比較がございましたが、その点についてちょっと申上げて置きざいますが、今は頗る今小林さんの特點に低い税率を設けるか設けないかこれは私ども考えて見たのでござります。私は大臣も恐らく今小林さんの話になつた意味にまではお話を聞いていないのじやないかと思うのでござります。現実問題といたしまして、国民所得に対する総税負担から言いますと、まあ率直に申上げまして日本

の負担はそれほど多くない。そういう点だけから申しますと、イギリスが大体四〇% 近くなつておりますし、日本は資料で差上げましたように二

最近増税しましたので新聞等によりますと、三〇% になつて過重だという大論議があるようでございますが、まことに、アメリカも国民所得に対して二十数% ですが、日本は一七・六% である。だから税負担においてはむしろ米英と比較して日本が軽いのだというような気持のお話がある。これはそういうことは全然問題にならないのです。アメリカの所得の額の問題と我々の所得の額の問題と比較すれば同じ

○田村文吉君 今のシャウブ・ミッショングの勧告は個人の所得と法人の所得とを例を挙げてまで比較をしておられたのでして、その場合において法人は三五%、保留所得に對しては百分の一です。

○野瀬勝君 併し三案とも議題になります。中小法人の課税の問題をやつては、中小法人の課税の問題をやつては、中小法人の中にも好況のものもありますが、どちらかと言ひますと、法人のほうに少し軽減の仕方が多かつたというふうに考えておる次第でござります。提案の理由によりますと、まあ數十億ぐらいの所得税の收入がありますか、これは問題にならぬか。シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。うふうにお考へになつてゐるのであります。局の実際おやりになつた見解から行くと、シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。

○政府委員(平田敬一郎君) 公平でないといふことまでは申上げにくいと思ひます。ですが、どちらかと言ひますと、法人のほうに少し軽減の仕方が多かつたというふうに考えておる次第でござります。提案の理由によりますと、まあ數十億ぐらいの所得税の收入がありますか、これは問題にならぬか。シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。うふうにお考へになつてゐるのであります。局の実際おやりになつた見解から行くと、シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。

○野瀬勝君 只今議題になりました租税特別措置法の一部改正法律案について質問いたします。提案の理由によりますと、まあ數十億ぐらいの所得税の收入がありますか、これは問題にならぬか。シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。うふうにお考へになつてゐるのであります。局の実際おやりになつた見解から行くと、シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。

○小林政夫君 併し三案とも議題になります。中小法人の課税の問題をやつては、中小法人の中にも好況のものもありますが、どちらかと言ひますと、法人のほうに少し軽減の仕方が多かつたというふうに考えておる次第でござります。提案の理由によりますと、まあ數十億ぐらいの所得税の收入がありますか、これは問題にならぬか。シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。うふうにお考へになつてゐるのであります。局の実際おやりになつた見解から行くと、シヤウブ・ミッショングの勧告といふのは自分たちとしては公平でないとか。

従いましてできる限り減税、という方針で参つたわけでございますが、そのような点を比較いたしまして負担を比較されたらしいじやないか。それから法人税の税率の問題でございますが、ドイツの場合は全部フラットに五〇%課税いたしております。アメリカの場合は二万四千ドル以下の所得に対しまして法人税の税率を軽くしてあります。その辺以下の個人の所得税は実はアメリカは比較的低いのであります。その辺になりますとどうしても個人の所得税とのバランスという意味におきましてもアメリカの場合でありますればやはり一律に今度五二%に法人税の税率をいたしますすれば、そこまで行くのは無理だというので差はついているようですがございます。まあ私はこのようを見ておるのでございますが、併しこのような問題はいずれも私どもとしましても研究しなくてやならん重要な問題でござりますので、なお、今後とも検討を続けて参りたいのでございますが、御参考までに申上げます。

いということを言つておつたのです。この間も実は或るスイスの商人の人がおられまして、何か来年からか非常に国内における税が上るのでありますか、上るととも日本にはいられないというふうに思つておつたのです。それが、要するに所得がこの人たちはそういう高いとは考えていいけれども、日本からすると高い所になるのです。それでとてもこれはやり切れんといふことを言つておりますので、この点が我々法人個人を問わずよほど考えて頂かないと思つたのです。まあ十分そういう点は御承知ではありますようが、物価を半分でもお下げになるならば絶対に今の率は高いなどとは申しません。或いは半分まで行かなくとも三割、四割でもお下げになつたらどうだも今の税率が高いとはおつしやらん。こういう点が非常に大きな悩みになつておるのじやないかと、こう思つたのです。

これはできるだけ一つ軽減いたしたい、こういう趣旨で考えたような次第でございまして、その点からいたしまして極力考えておるのでござりまするが、一方又物価が上るので減税した効果が十分出て来ない。従いまして御指摘のように物価が上らなければもつと減税の効果が多く現われているだろう、ごういうことは御尤もだと思うのでございますが、それにいたしましても、それ／＼の財政の事情とも関係がございますので、そういうものと関連しまして所得税につきましては今後私ども極力減税するという方針をとつて参つておる次第であります。

いは意見の相違になるかも知れませんが、この事実だけは御承知だらうと思つて大変有難いようだが、煙草一本か二本しか配当しておらない。こういうことで法人は利益があるのでから税金をとつてもいいのだ、税率を上げてもいいのだというふうには、私はちよつと考え方のない。この点だけ申上げております。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話の点につきましては、実はたび々申上げておりますし、又実は資料でこの会社の収益及び資本蓄積状況調査表を先般お配りいたしたかと思ひますけれども、最近特に朝鮮動乱以後、事態が余ほど改善されまして、この一、二年前と比べまして状況が余ほどよくなつて來ておるということは言い得るのじやないかというふうに考るのでござります。併し一方におきましては、再評価を行いまして償却分も増加いたしました。それから本年におきまして償却の年限につきましても全面的に改訂を加えまして妥当な償却率を定めたのでござります。と同時に、更に又特別措置いたしまして償却を殖やすといふ方法も考えておるような次第でございますが、その償却を先般もお話いたしましたように約千億円程度、本年千百十五億円程度の償却を前提として考えましても、利益が四千九百六十億円、そうすると払込資本金が今年の六月で三千三百八十億円、積立金が千四百億、再評価積立金が電力等がやることになりましたので、それを加えまして七千百億円、合せますと一兆一千八百九十九億、この自己資本に対しまして償却後四千九百六十四億、そうすると再評

積立金を入れましたこの自己資本に
対しまして償却後の利益率が四割一分
程度になる。これは昨年、一昨年など
に比べますと非常な改善でございまして、
私はこの法人企業はこの一年で懸念
に顯著な回復を示した。併しまあ非常
に十分であるかということになります
と、それはいろ／＼御議論ございま
よう。殊に戦災を受けたり、その他に
による本当の資本の充実もまだ完全には
できていない。一方におきましては合理
化の必要もあるというところもござ
いますので、私これでもう十分だとい
うことは決して申上げないのでござい
ますが、このように顯著な改善が加え
られつつある際でございますので、ま
あ所得税の相当大幅な減税を行います
るものと関連いたしまして、法人につ
きまして若干の増税を図る、措置を取
るといったしましても他方におきまして
はいろんな課税標準の計算に関する特
例を設けまして、事情に即するような
措置をとりつゝやるということであります
すれば、先ず妥当な数字ではあるま
いかと、こういつたように私どもとし
ましては、このように考えておる次第
でございます。

も、相當重要なものであるということについて大いに認識をしてもらひ、研究もしてもらいたいという趣旨で、特に御出席を求めたのであります。その点についてはいろいろ意見をもう申上げましたので、法人税一般についての主税局長との質疑応答は他日に譲りたいと思います。

○浦澤俊英君 面倒なお話じやないのですが、これは私長岡のような戦災地の中小企業者が始終言つておるのでありますが、まあ戦災者は焼けて家も品物も全部始んど借金で立つておる。それが売上げが新潟の商人と同じだから、戦災地の商人も売上げといつやつは……、それと同時に利益も同じだから、これは非常に痛手だ、殊にまあこれはこの間もちよと主税局長に野瀬君は宿屋の税金をどうとか言われたようだが、こういうお話でございましたが、こういう建前で税金をかけられていた

○政府委員(平田敬一郎君) 御事情御尤ものところもあるように承わるのでございますが、具体的な問題になりますと、具体的な事情によりましてそれ相当妥当な結論を出すようにすべきではありませんか。

ですが、これは一つどういうふうに考へておられるか。当前にただ売上げがあつたから、所得があつたからと表向で考えられて行つたらとんでもない間違いですが、そういうものが捕つたら一つ特別な措置をお考え願えますか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは恐らく相当高い金利を払つているというふうな場合が一つのお話のケースかと思いますが、これは金利を払つてゐるという事実が明らかにならないとちょっと困りますが、その事実がはつきりすれば、その金利は、その建物が営業用の建物である限りにおきましては、つと困りますが、その事実がはつきり定め際に考慮する、売上げはこれは実際の売上げであれば、これはやつぱり收入と見ざるを得ぬかと思ひますが、実態に即しまして判断すべき問題じやないかと思う次第でござります。

○浦澤俊英君 その点ですね、修繕などはそういう方法でとれると思いますが、大体家を作るときから正規のルートの金が到底廻らないのです。そこで親類から借りて見たり、無盡に頼つてしまふ。こういうような非常な不利な立場にある人も、これは一例であります。さわざ柏崎に行つたり、新潟に行つてしまふ。こういうような非常な不利な立場にある人、これは家庭をつくるためには家を建てた。従つて商品の仕入れにし立ところが非常に貧弱のものを仕入れたところが非常に貧弱のものを仕入れて、あとはそれでやりますから盛んに売り急ぎをやる。そういうことで正当につきまして十分御指導を願うことなどが同時に必要しやないかと思いますが、そつておりますので、やつぱり記帳等につきましては、所得の計算を確実にすべきだ

○野瀬勝君 税率特別措置法の一部を改正する法律案ですが、政府は何故土地の区画整理及び土地收用法等による土地の收用があつた場合等に対しまして、清算金に資産評価税をかけること

○野瀬勝君 お伺いしたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) これは実

は放つておきますと、税法の一般原則は從いまして、その土地をそれだけ譲渡したことになりますと、その代價として補償金をもらうわけでございますので、譲渡所得税と、再評価税と実は両方がかつて来るわけでございます。

○野瀬勝君 本委員会においては、漁業権証券の場合と同じように再評価だけにとどめまして所得税は課税しない、軽減するためにこの法律案を出しておるようなわけでございます。御了承願いたいと思います。

○野瀬勝君 本委員会においては、漁業権に対する補償金に資産評価税をかけるということに全会一致で反対いたしました。然るに農業の生産にこれから馬力をかけてもらわなければならぬ。それがために土地改良、交換分合、こういう近代化した方向に農業經營を進めなければならんときには、馬力をかけてもらわなければならぬ。それがために土地改良、交換分合、こういう近代化した方向に農業經營を進めなければならんときには、馬力をかけてもらわなければならぬ。それがために土地改良、交換分合、こういう近代化した方向に農業經營を進めなければならないときには、馬力

は放つておきますと、税法の一般原則は從いまして、その土地をそれだけ譲渡したことになりますと、その代價として補償金をもらうわけでございますので、譲渡所得税では政府の收入が少い。そこで昭和二十六年度の補正予算を見ますと、二十六年度当初予算の資産評価税が八十五億円、改正案によると百十億です。私はここに狙いがあるのじやないかと思うのです。今一つは大蔵省もなか／＼とことには抜け目がないと見えまして、例えば今度は交換分合をやりますと、二十五年度においては十八万四千町歩、二十六年度においては二十三万一千町歩、昭和二十九年度までに百七十万町歩の交換分合を申しますか、帳面に一定のものを附けてもらつて青色申告をしてもらうといふことになりますれば、本人が申告いたしました申告額を否認して決定する場合は、よく帳面を調べた上でなければ更正決定ができるという趣旨になつておりますので、やつぱり記帳等につきましては、所得の計算を確実にすべきだ

○野瀬勝君 税率特別措置法の一部を改正する法律案ですが、政府は何故土地の区画整理及び土地收用法等による土地の收用があつた場合等に対しまして、清算金に資産評価税をかけること

○野瀬勝君 お伺いしたいと思います。

○野瀬勝君 そこにからくりがあると思うのです。実は農地は御承知の通

り、農地改革によりまして売買ができないのです。まあそれは五十坪ぐらいまではできますが……、そこでむしろ大きなものは交換分合とか換地処分は相

り、農地改革によりまして売買ができないのです。まあそれは五十坪ぐらいまではできますが……、そこでむしろ大きなものは交換分合とか換地処分は相

つてあるのですから、それから賠償額を抜けてそれが評価額の六割、こういうことになるのですか、これを具体的に申しますと、一反歩の売買ならば二千円、一千円で売買せられるが、六反しか持つていらない者が全部ここで農業をやめなければならんからというので、最近は五万円から二十万円くらい賠償してやるのですが、その場合に二千円は正当な売買価格である。あと十万円で売れたとすれば九万八千円といふものはこれは生活保障の賠償なんです。これをのけた二千円の差額に對して再評価額の六%を掛けねばいいのでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) よくわかりました。今のお話は土地をとられま

して、その土地の本来の対価の分をそ

の支払を受けると同時に、そのほかに

何と申しますか、そこを立退いて生活

賠償金と申しますか、そういうものを

払うと、こういう場合におきましては

その損害賠償金はその人が繼續して営

業をやつて、その営業收入と見られる

ような場合は別ですが、一時限りの損

害賠償金でございますと、これは所得

税法で課税いたしております。そう

しまして、そのとり上げられました土

地の対価の部分でござりますね、その

部分はこれは今まで所得税と再評価

税と両方を課税の基礎になつていて次

第でございます。今回はやはりその点

は變りはございませんで、一時的な損

害賠償金は課税の対象になりません

で、とり上げられました土地の対価に

なる部分でござりますね、その部分の

課税につきまして今回の税法の適用に

なるその部分につきまして、譲渡所得

税はかかるないで、再評価税だけがかかるでござります。

○野溝勝君 そこでこの現行の所得税法及び資産評価法によれば、大体所得

税法第九條第一項には、大体課税標準

を出す場合は総収入金額から取得価

格、設備費、改良費、譲渡に関する経

費を引いて課税標準にする。それから

資産再評価法第九條及び所得税法第十

條によると、課税標準は総収入金額か

ら取得価格、前と同じよう設備費、

改良費なり、譲渡に関する経費を引い

て課税標準とした。ところが今度は、

改良費なり、譲渡に関する経費を引い

て課税標準にした。ところが今度は、

改良費なり、譲渡に関する経費を引い

て、これを出すことになつておる。こ

の換地処分、交換分合、或いは水路用

の用地買収の結果、清算金、又は補償

金の交付を受ける場合の資産再評価と

いうものが非常に何と言ひますか、割

が悪くなつて來る。その点に対して、

もつと具体的に実証すべきものを何か

数字的にお示しを願える資料がありま

すか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今お尋ね

の点は、今の御質問だけではよく呑み

込めないのでですが、改めてよく承わり

まして、よく御説明することにいたし

たいと思いますが。

○野溝勝君 それは例えば先ほどか

私が申上げました通り、交換分合、そ

れから換地処分、それから水路用の用

地買収の結果、清算金が相当あるので

ですが、こういうのにかけることに対し

て、農村の農業經營上ますいことだと

言つて私は反対しておるのでですが、併

しあなたが課税については多分に親切

にやつたということを言われておるの

ですが、私には數字的にそれを実証す

べきものはよくわからないのです。で

すからそれを前と比較いたしまして、

実証すべき資料を一つ御提示願いた

い、こう思うのです。

○政府委員(平田敬一郎君) よくわから

りました。計算例を作りました、もう

少し具体的に御説明申上げたいと思いま

ます。

○野溝勝君 それではどうぞ……。

○理事(大矢半次郎君) 本日はこの程

度にして散会したいと思ひますが、如

何ですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 本日は本日

はこれを以て散会いたします。

午後四時四十四分散会

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日發行

参議院事務局

印刷者 印 刷 序